

◎議案第36号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第21、議案第36号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 議案第36号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年2月27日提出。白老町長。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

次のページの議案説明でございます。本町における固定資産税の第1期納期限については、これまで「4月30日」としていたところでありますが、当該納期限に基づく納税通知書の発送事務においては、毎年度末及び年度始めに集中する住所異動及び口座異動の情報並びに当初賦課にかかわる減免申請処理を当該通知書に反映させることができないこと、さらに通知書到着から納期限までの期間が短い等の課題があったことから、これらを解決するべく、地方税法第362条第1項ただし書の規定に基づき、当該納期限を「5月31日」に変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

白老町税条例新旧対照表

改正前	改正後
(固定資産税の納期)	(固定資産税の納期)
第67条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。	第67条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。
第1期 <u>4月1日から同月30日まで</u>	第1期 <u>5月1日から同月30日まで</u>
第2期 7月1日から同月31日まで	第2期 7月1日から同月31日まで
第3期 12月1日から同月25日まで	第3期 12月1日から同月25日まで
第4期 翌年2月1日から同月末日まで	第4期 翌年2月1日から同月末日まで
2～4 略	2～4 略

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 36 号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。